

株 券 等 に 関 す る 手 数 料 及 び そ の 料 率

平成 20 年 1 月 4 日現在

1. 株券等に関する業務規程（以下「業務規程」という。）第 111 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

(1) 株券

区 分	徴 収 対 象 者	徴 収 料 率	
預託手数料	預託を行った参加者	(1)1 日の預託株数が 5 億株以下の部分 (2)1 日の預託株数が 5 億株超 10 億株以下の部分 (3)1 日の預託株数が 10 億株超 20 億株以下の部分 (4)1 日の預託株数が 20 億株超 30 億株以下の部分 (5)1 日の預託株数が 30 億株を超える部分	1 株につき 0 円 1 株につき 0 円 1 株につき 0 円 1 株につき 0 円 1 株につき 0 円
振替手数料	別表第 1 第 1 号((1)株券)のとおりとする。		
交付手数料	交付を受けた参加者(質権者を含む。)	交付に係る株数 ただし、株券等に関する業務規程施行規則（以下「業務規程施行規則」という。）第 60 条の 3 の規定に基づく交付請求による交付に係る株数を除く。	1 株につき 0.006 円
保管手数料	口座残高を有する参加者(質権者を含む。)	(1)日々の保管残高の株数が 5 億株以下の部分 (2)日々の保管残高の株数が 5 億株超 15 億株以下の部分 (3)日々の保管残高の株数が 15 億株超 30 億株以下の部分 (4)日々の保管残高の株数が 30 億株超 50 億株以下の部分 (5)日々の保管残高の株数が 50 億株超 70 億株以下の部分 (6)日々の保管残高の株数が 70 億株超 100 億株以下の部分 (7)日々の保管残高の株数が 100 億株超 200 億株以下の部分 (8)日々の保管残高の株数が 200 億株超 300 億株以下の部分 (9)日々の保管残高の株数が 300 億株超 500 億株以下の部分 (10)日々の保管残高の株数が 500 億株を超える部分 ただし、DVP 口座に係る保管手数料については、受入予定証券残高の数量を受方 DVP 参加者の保管残高に、担保指定証券残高の数量を当該担保指定証券を預託した DVP 参加者の保管残高にそれぞれ加算して得た株数に、(1)から(10)までに定める料率を適用して得られた金額から、各 DVP 参加者の参加者口座の保管残高について計算した保管手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。	1 株につき 1 日当り 0.00005 円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40% (1)の料率の 30% (1)の料率の 20% (1)の料率の 10% (1)の料率の 5% (1)の料率の 2.5%

- (注) 1. 預託、交付、保管手数料の各徴収料率については、単元株制度における単元株式数（会社法第 188 条第 1 項の規定に基づき会社が定めた単元株式数をいう。以下同じ。）が、1,000 株以外の場合には、上記の各料率に 1,000 を乗じた額を当該単元株式数で除して得た額、単元株制度の適用を受けない場合には、上記の各料率に 1,000 を乗じた額とする。ただし、機構が別に定める「大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例」（以下「特例株券の料率特例」という。）に規定する大幅な株式分割等が行われた株券に該当することとなった株券（以下「特例株券」という。）に係る預託、交付、保管手数料の各徴収料率については、当該特例の規定を適用して得られた額とする。
2. 預託手数料については、法第 14 条第 1 項の規定により、機構に提出されて預託された株券の数量について徴収することとし、法第 19 条（これを準用する場合を含む。）の規定により預託がされたものとみなされたものについては、徴収しない。
3. 機構が参加者に対し、予め複数の預託日を指定した場合には、各指定日の当該参加者の預託株数の合計株数を 1 日の預託株数とみなす。
4. 保管手数料については、日々の最終保管残高に基づいて算出する。

(2) 新株予約権付社債券

区 分	徴 収 対 象 者	徴 収 料 率	
預託手数料	預託を行った参加者	預託に係る券面の総額	各社債の金額につき 6 円
振替手数料	別表第 1 第 2 号((2)新株予約権付社債券)のとおりとする。		
交付手数料	交付を受けた参加者(質権者を含む。)	交付に係る券面の総額	各社債の金額につき 12 円
保管手数料	口座残高を有する参加者(質権者を含む。)	(1) 日々の保管残高の 券面の総額が 2,000 億円以下 の部分 (2) 日々の保管残高の 券面の総額が 2,000 億円超 5,000 億円以下の部分 (3) 日々の保管残高の 券面の総額が 5,000 億円を 超える部分	各社債の金額につき 1 日当り 0.13 円 各社債の金額につき 1 日当り 0.12 円 各社債の金額につき 1 日当り 0.11 円

ただし、DVP 口座に係る保管手数料については、受入予定証券残高の数量を受方 DVP 参加者の保管残高に、担保指定証券残高の数量を当該担保指定証券を預託した DVP 参加者の保管残高にそれぞれ加算して得た券面の総額に、(1)から(3)までに定める料率を適用して得られた金額から、各 DVP 参加者の参加者口座の保管残高について計算した保管手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。

(注) 保管手数料については、日々の最終保管残高に基づいて算出する。

(3) 投資証券

区分	徴収対象者	徴収料率	
預託手数料	預託を行った参加者	(1)1日の預託口数が50万口以下の部分 (2)1日の預託口数が50万口超100万口以下の部分 (3)1日の預託口数が100万口超200万口以下の部分 (4)1日の預託口数が200万口超300万口以下の部分 (5)1日の預託口数が300万口を超える部分	1口につき 3円 1口につき 1円 1口につき 0.5円 1口につき 0.25円 1口につき 0.125円
振替手数料	別表第1第3号((3)投資証券)のとおりとする。		
交付手数料	交付を受けた参加者(質権者を含む。)	交付に係る口数	1口につき 6円
保管手数料	口座残高を有する参加者(質権者を含む。)	(1)日々の保管残高の口数が50万口以下の部分 (2)日々の保管残高の口数が50万口超150万口以下の部分 (3)日々の保管残高の口数が150万口超300万口以下の部分 (4)日々の保管残高の口数が300万口超500万口以下の部分 (5)日々の保管残高の口数が500万口超700万口以下の部分 (6)日々の保管残高の口数が700万口超1,000万口以下の部分 (7)日々の保管残高の口数が1,000万口超2,000万口以下の部分 (8)日々の保管残高の口数が2,000万口超3,000万口以下の部分 (9)日々の保管残高の口数が3,000万口超5,000万口以下の部分 (10)日々の保管残高の口数が5,000万口を超える部分 ただし、DVP口座に係る保管手数料については、受入予定証券残高の数量を受方DVP参加者の保管残高に、担保指定証券残高の数量を当該担保指定証券を預託したDVP参加者の保管残高にそれぞれ加算して得た口数に、(1)から(10)までに定める料率を適用して得られた金額から、各DVP参加者の参加者口座の保管残高について計算した保管手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。	1口につき 1日当たり0.05円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40% (1)の料率の 30% (1)の料率の 20% (1)の料率の 10% (1)の料率の 5% (1)の料率の 2.5%

- (注) 1. 金融商品取引所が定めた売買単位が1口以外の投資証券に係る預託、交付、保管手数料の各徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。
2. 預託手数料については、法第39条の2において準用する法第14条第1項の規定により、機構に提出されて預託された投資証券の数量について徴収することとし、法第39条の2において準用する法第19条の規定により預託がされたものとみなされたものについては、徴収しない。
3. 保管手数料については、日々の最終保管残高に基づいて算出する。

(4) 協同組織金融機関の優先出資証券

区分	徴収対象者	徴収料率	
預託手数料	預託を行った参加者	(1)1日の預託口数が50万口以下の部分 (2)1日の預託口数が50万口超100万口以下の部分 (3)1日の預託口数が100万口超200万口以下の部分 (4)1日の預託口数が200万口超300万口以下の部分 (5)1日の預託口数が300万口を超える部分	1口につき 3円 1口につき 1円 1口につき 0.5円 1口につき 0.25円 1口につき 0.125円
振替手数料	別表第1第4号((4)協同組織金融機関の優先出資証券)のとおりとする。		
交付手数料	交付を受けた参加者(質権者を含む。)	交付に係る口数	1口につき 6円
保管手数料	口座残高を有する参加者(質権者を含む。)	(1)日々の保管残高の口数が50万口以下の部分 (2)日々の保管残高の口数が50万口超150万口以下の部分 (3)日々の保管残高の口数が150万口超300万口以下の部分 (4)日々の保管残高の口数が300万口超500万口以下の部分 (5)日々の保管残高の口数が500万口超700万口以下の部分 (6)日々の保管残高の口数が700万口超1,000万口以下の部分 (7)日々の保管残高の口数が1,000万口超2,000万口以下の部分 (8)日々の保管残高の口数が2,000万口超3,000万口以下の部分 (9)日々の保管残高の口数が3,000万口超5,000万口以下の部分 (10)日々の保管残高の口数が5,000万口を超える部分 ただし、DVP口座に係る保管手数料については、受入予定証券残高の数量を受方DVP参加者の保管残高に、担保指定証券残高の数量を当該担保指定証券を預託したDVP参加者の保管残高にそれぞれ加算して得た口数に、(1)から(10)までに定める料率を適用して得られた金額から、各DVP参加者の参加者口座の保管残高について計算した保管手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。	1口につき 1日当たり 0.05円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40% (1)の料率の 30% (1)の料率の 20% (1)の料率の 10% (1)の料率の 5% (1)の料率の 2.5%

(注) 1. 預託手数料については、法第39条の5において準用する法第14条第1項の規定により、機構に提出されて預託された優先出資証券の数量について徴収することとし、法第39条の5において準用する法第19条の規定により預託がされたものとみなされたものについては、徴収しない。
2. 保管手数料については、日々の最終保管残高に基づいて算出する。

別表第1 (振替件数基準による振替手数料)

(1) 株券

区分	徴収対象者	徴収料率		
振替手数料	(1)業務規程施行規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。)に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)同規則第52条第1項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方DVP参加者、同規則第53条の4第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第1項若しくは第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては受方DVP参加者	当月の振替件数(ただし、次の、及びに該当するものを除く。)	1件につき	180円
		当月の振替件数のうち、6千件に月間業務取扱日数(当月の機構の休業日以外の日数をいう。以下同じ。)を乗じた件数を超える部分	1件につき	の料率の50%
		当月の振替件数のうち、500件に月間業務取扱日数を乗じた件数以下の部分	1件につき	の料率の50%
	(2)業務規程施行規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。)同規則第53条の3第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)		1件につき	45円
	(3)日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング	当月の振替件数(ただし、次の及びに該当するものを除く。)	1件につき	90円
		当月の振替件数のうち、4千件に月間業務取扱日数を乗じた件数を超える部分	1件につき	の料率の50%
		当月の振替件数のうち、500件に月間業務取扱日数を乗じた件数以下の部分	1件につき	の料率の50%

(注) 1. 振替手数料において規定する業務取扱日数に関しては、当月において参加者となった場合又は参加者が参加者口座を廃止した場合についての当該参加者に係る手数料の算出にあたっては、参加者口座の開設の日数とする。

2. 日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、業務規程施行規則第48条第1項に規定する渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替について、渡方現物清算参加者にとっては渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、また、受方現物清算参加者にとっては日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった参加者毎に、集計した上で徴収料率を適用し算出して得た額の合計額とする。以下(2)新株予約権付社債券から(4)協同組織金融機関の優先出資証券までの日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料の算出において同じ。

(2) 新株予約権付社債券

区 分	徴 収 対 象 者	徴 収 料 率
振替手数料	(1)業務規程施行規則第 76 条において準用する同規則第 41 条第 1 項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。)に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)同規則第 52 条第 1 項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方 DVP 参加者、同規則第 53 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求(当該振替請求に DVP 口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては受方 DVP 参加者	1 件につき 200 円
	(2)業務規程施行規則第 76 条において準用する同規則第 41 条第 1 項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。)同規則第 53 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 2 項に規定する振替請求(当該振替請求に DVP 口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)	1 件につき 50 円
	(3)日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング	1 件につき 100 円

(3) 投資証券

区 分	徴 収 対 象 者	徴 収 料 率
振替手数料	(1)業務規程施行規則第 96 条第 1 項において準用する同規則第 41 条第 1 項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。)に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)同規則第 52 条第 1 項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方 DVP 参加者、同規則第 53 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求(当該振替請求に DVP 口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては受方 DVP 参加者	1 件につき 180 円
	(2)業務規程施行規則第 96 条第 1 項において準用する同規則第 41 条第 1 項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。)同規則第 53 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 2 項に規定する振替請求(当該振替請求に DVP 口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)	1 件につき 45 円
	(3)日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング	1 件につき 90 円

(4) 協同組織金融機関の優先出資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
振替手数料	(1)業務規程施行規則第98条第1項において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。)に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)同規則第52条第1項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方DVP参加者、同規則第53条の4第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第1項若しくは第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては受方DVP参加者	1件につき 180円
	(2)業務規程施行規則第98条第1項において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。)同規則第53条の3第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)	1件につき 45円
	(3)日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング	1件につき 90円

2. 業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

区分	徴収対象者	徴収料率
株券の機構名義への書換の取次に係る手数料	預託を行った参加者	(1)預託株券(次の(2)から(4)までに該当するものを除く。) 1株につき 預託株券の機構名義への書換の取次に要した費用を、預託株数の総数で按分した額。
		(2)預託特例株券(次の(3)及び(4)に該当するものを除く。) 1株につき 預託特例株券の機構名義への書換の取次に要した費用を、当該預託株数の総数で按分した額。この場合において、当該徴収料率は、特例株券ごとに算出するものとする。
	当該預託を行った参加者	(3)預託株券(次の(4)に該当するものを除く。)のうち、1参加者により1日5億株超の預託(機構が当該参加者に対し、予め複数の預託日を指定した場合には、各指定日の当

		<p>該参加者の預託株数の合計株数を1日の預託株数とみなす。次の(4)において同じ。)が行われた場合の当該預託株券</p> <p>当該預託株券につき 当該預託株券の機構名義への書換の取次に要した費用</p>
		<p>(4) 預託特例株券のうち、特例株券ごとに1参加者により1日5億株超の預託が行われた場合の当該預託特例株券</p> <p>当該預託特例株券につき 当該預託特例株券の機構名義への書換の取次に要した費用</p>
協同組織金融機関の優先出資証券の機構名義への書換の取次に係る手数料	預託を行った参加者	1口につき 預託優先出資証券の機構名義への書換の取次に要した費用を、預託口数の総数で按分した額
投資証券の機構名義への書換の取次に係る手数料	預託を行った参加者	1口につき 預託投資証券の機構名義への書換の取次に要した費用を、預託口数の総数で按分した額
単元未満株式の買取請求の取次に係る手数料	買取請求を行った参加者 (質権者を含む。)	1件につき 300円 ただし、機構が取り次いだ請求のうち、会社が無効としたものについては、徴収しない。
単元未満株式の買増請求の取次に係る手数料	買増請求を行った参加者	1件につき 100円 ただし、機構が取り次いだ請求のうち、会社が無効としたものについては、徴収しない。
自己株式の消却等に係る手数料	業務規程施行規則第60条の3第1項に規定する自己株式消却等通知書(兼交付請求書)に基づく交付請求を行った参加者(同条第2項において準用する場合を含む。)	1件につき 300円
参加者口座簿の写しの交付に係る手数料	口座簿の写しの交付を受けた参加者 (質権者を含む。)	1通につき 500円 ただし、1通の枚数が10枚を超えるものについては、500円にその超える枚数1枚につき10円を加算した額
利札処理手数料	預託新株予約権付社債の元利金の請求に関する事務を機構に委任する参加者	利札1枚につき 12円
償還本券処理手数料	預託新株予約権付社債の元利金の請求に関する事務を機構に委任する参加者	償還本券1枚につき 12円

利金請求事務手数料	元利金支払事務取扱参加者	利金支払金額 1 円につき	0.0018 円
償還金請求事務手数料	元利金支払事務取扱参加者	償還金支払金額 1 円につき	0.0003 円
新株予約権の行使事務代行手数料	預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使申出を行った参加者	次の(1)の金額に(2)又は(3)により得られた金額を加算した額 (1)新株予約権の行使 1 件につき (2)各社債の金額が 1,000 万円以下の場合、新株予約権の行使を行った新株予約権付社債券の各社債の金額 1 円につき (3)各社債の金額が 1,000 万円超の場合、新株予約権の行使 1 件につき、次の料率とする。 イ 行使総額が 1 億円以下の部分 ロ 行使総額が 1 億円超 10 億円以下の部分 ハ 行使総額が 10 億円超の部分	500 円 0.00006 円 (2)の料率 (2)の料率の 70% (2)の料率の 60%
取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う事務代行手数料	取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う預託新株予約権付社債券の会社への提出及び新たに交付される株式に係る株券の受領等に関する事務を機構に委任する参加者	次の(1)の金額に(2)又は(3)により得られた金額を加算した額 (1)新株予約権付社債券の提出 1 件につき (2)各社債の金額が 1,000 万円以下の場合、提出する新株予約権付社債券の各社債の金額 1 円につき (3) 各社債の金額が 1,000 万円超の場合、新株予約権付社債券の提出 1 件につき、次の料率とする。 イ 提出の総額が 1 億円以下の部分 ロ 提出の総額が 1 億円超 10 億円以下の部分 ハ 提出の総額が 10 億円超の部分	500 円 0.00006 円 (2)の料率 (2)の料率の 70% (2)の料率の 60%
取扱廃止後株券の交付手数料	交付を受けた参加者	1.(1)の規定により適用される株券の交付手数料の徴収料率と同一とする。	
取扱廃止後株券の保管手数料	口座残高を有する参加者	1.(1)の規定により適用される株券の保管手数料の徴収料率と同一とする。	
証券保管振替システムの統合 Web 端末の利用に係る手数料	証券保管振替システムの統合 Web 端末を利用する参加者	(1)業務担当者ユーザ ID 数が 5 以下の部分 (2)業務担当者ユーザ ID 数が 5 超 10 以下の部分 (3)業務担当者ユーザ ID 数が 10 を超える部分	1 ユーザ ID につき 月額 1 万円 1 ユーザ ID につき 月額 5 千円 1 ユーザ ID につき 月額 1 千円
日本証券クリアリングが業務規程施行規則第 48 条第 2 項に規定する DVP 決済に基づく振替を行った場合の処理に係る手数料	日本証券クリアリング	平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月まで	6,655 千円

- (注) 1. 株券の機構名義への書換の取次に係る手数料は、単元株式数が 1,000 株以外の銘柄の場合には、預託株数に 1,000 を乗じた数を当該単元株式数で除して得た株数に読み替え、単元株制度の適用を受けない銘柄の場合には、預託株数に 1,000 を乗じて得た株数に読み替えて、上記徴収料率を算出するものとする。
2. 金融商品取引所が定めた売買単位が 1 口以外の投資証券の機構名義への書換の取次に係る手数料は、預託口数を当該売買単位の口数で除して得た口数に読み替えて、上記徴収料率を算出するものとする。
3. 機構名義への書換の取次に係る手数料は、4 月から 9 月まで及び 10 月から翌年 3 月までのそれぞれの期間ごとに徴収料率を算出する。
4. 預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使と同時に単元未満株式の買取請求の取次については、当該買取請求の取次に関する手数料を徴収しない。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 振替手数料の額は、次の各号に掲げる期間においては、改正後の別表第 1（以下「別表第 1」という。）の規定にかかわらず、別表第 1 各号に定める徴収対象者の(1)及び(2)に係る振替手数料については、別表第 1 各号に定める徴収対象者の(1)及び(2)に係る振替手数料の合計額と改正後の別表第 2（以下「別表第 2」という。）各号に定める徴収対象者の(1)及び(2)に係る振替手数料の合計額を比較（別表第 1 各号及び別表第 2 各号に定める徴収対象者の(2)に係る振替に関し、業務規程施行規則第 53 条の 3 第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 2 項に規定する振替請求（当該振替請求に DVP 口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。）に基づく振替において渡方及び同規則第 53 条の 3 第 1 項に規定する振替請求に基づく振替において受方となった参加者（質権者を含む。）に係る振替手数料については、それぞれの振替の相手先となった参加者（以下「各相手先参加者」という。）に対して別表第 1 各号及び別表第 2 各号の該当する規定を適用して得られた金額を各相手先参加者毎に比較）し、また、別表第 1 各号に定める徴収対象者の(3)に係る振替手数料については、別表第 1 各号に定める徴収対象者の(3)に係る振替手数料の額と別表第 2 各号に定める徴収対象者の(3)に係る振替手数料の額を渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった参加者毎に比較し、それぞれに関し、別表第 1 により算出した額（以下「第 1 基準額」という。）が別表第 2 により算出した額（以下「第 2 基準額」という。）を上回る場合はその増加差額に一定割合（次の各号に掲げる期間に規定する割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に第 2 基準額を加えた額（ただし、別表第 1 各号に定める徴収対象者の(3)に係る振替手数料については、渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった参加者毎に算出して得た額の合計額とする。以下、第 1 基準額が第 2 基準額を下回る場合において同じ。）とし、また、第 1 基準額が第 2 基準額を下回る場合はその減少差額に一定割合を乗じて得た額を第 2 基準額から差し引いた額とする。
 - (1) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで 100 分の 40
 - (2) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 60
 - (3) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 80

別表第2（振替株数等基準による振替手数料）

（1）株券

区分	徴収対象者	徴収料率	
振替手数料	<p>(1)業務規程施行規則第41条第1項各号に規定する振替請求（同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。）に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者（質権者を含む。）同規則第52条第1項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方DVP参加者、同規則第53条の4第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第1項若しくは第2項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。）に基づく振替においては受方DVP参加者</p>	<p>(1)1日の振替株数が5千万株以下の部分 (2)1日の振替株数が5千万株超7千万株以下の部分 (3)1日の振替株数が7千万株超1億株以下の部分 (4)1日の振替株数が1億株超3億株以下の部分 (5)1日の振替株数が3億株を超える部分</p>	<p>1株につき 0.0035円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40%</p>
	<p>(2)業務規程施行規則第41条第1項各号に規定する振替請求（同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。）同規則第53条の3第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。）に基づく振替において渡方及び受方となった参加者（質権者を含む。）</p>	<p>(1)1日の振替株数が5千万株以下の部分 (2)1日の振替株数が5千万株超7千万株以下の部分 (3)1日の振替株数が7千万株超1億株以下の部分 (4)1日の振替株数が1億株超3億株以下の部分 (5)1日の振替株数が3億株を超える部分</p> <p>ただし、業務規程施行規則第53条の3第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。）に基づく振替において渡方となった参加者及び同規則第53条の3第1項に規定する振替請求に基づく振替において受方となった参加者のこれらの振替に係る振替手数料については、1日の振替株数を、それぞれの振替の相手先となった参加者（以下「相手先参加者」という。）における1日の振替株数に加算した数量に(1)から(5)までの料率を適用して得られた金額から、相手先参加者の1日の振替株数について計算した振替手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。</p>	<p>1株につき 0.00175円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40%</p>
	<p>(3)日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング</p>	<p>振替に係る株数</p>	<p>1株につき 0.00175円</p>

- (注) 1. 徴収料率については、単元株制度における単元株式数（会社法第188条第1項の規定に基づき会社が定めた単元株式数をいう。以下同じ。）が、1,000株以外の場合には、上記の各料率に1,000を乗じた額を当該単元株式数で除して得た額、単元株制度の適用を受けない場合には、上記の各料率に1,000を乗じた額とする。ただし、特例株券に係る徴収料率については、特例株券の料率特例の規定を適用して得られた額とする。
2. 日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、業務規程施行規則第48条第1項に規定する渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替について、渡方現物清算参加者にとっては渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替株数を、また、受方現物清算参加者にとっては日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替における渡方及び受方に係る振替株数を、渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった参加者毎に、集計した上で徴収料率を適用し算出して得た額の合計額とする。

(2) 新株予約権付社債券

区分	徴収対象者	徴収料率
振替手数料	(1)業務規程施行規則第76条において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。)に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)同規則第52条第1項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方DVP参加者、同規則第53条の4第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第1項若しくは第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては受方DVP参加者	振替に係る券面の総額 各社債の金額につき6円
	(2)業務規程施行規則第76条において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。)同規則第53条の3第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)	振替に係る券面の総額 各社債の金額につき3円 ただし、業務規程施行規則第76条において準用する同規則第53条の3第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方となった参加者及び同規則第53条の3第1項に規定する振替請求に基づく振替において受方となった参加者のこれらの振替に係る振替手数料については、振替に係る券面の総額を、それぞれの振替の相手先参加者の振替に係る券面の総額に加算した数量について、各社債の金額につき、3円を乗じて得られた金額から、相手先参加者の振替に係る券面の総額について計算した振替手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。
	(3)日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング	振替に係る券面の総額 各社債の金額につき3円

(注) 日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、業務規程施行規則第76条において準用する同規則第48条第1項に規定する渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替について、渡方現物清算参加者にあつては渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替に係る券面の総額を、また、受方現物清算参加者にあつては日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替における渡方及び受方に係る振替に係る券面の総額を、渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった参加者毎に、集計した上で徴収料率を適用し算出して得た額の合計額とする。

(3) 投資証券

区分	徴収対象者	徴収料率	
振替手数料	(1)業務規程施行規則第96条第1項において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。)に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)同規則第52条第1項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方DVP参加者、同規則第53条の4第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第1項若しくは第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては受方DVP参加者	(1)1日の振替口数が5万口以下の部分 (2)1日の振替口数が5万口超7万口以下の部分 (3)1日の振替口数が7万口超10万口以下の部分 (4)1日の振替口数が10万口超30万口以下の部分 (5)1日の振替口数が30万口を超える部分	1口につき 3.5円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40%
	(2)業務規程施行規則第96条第1項において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。)同規則第53条の3第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)	(1)1日の振替口数が5万口以下の部分 (2)1日の振替口数が5万口超7万口以下の部分 (3)1日の振替口数が7万口超10万口以下の部分 (4)1日の振替口数が10万口超30万口以下の部分 (5)1日の振替口数が30万口を超える部分 ただし、業務規程施行規則第96条第1項において準用する同規則第53条の3第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方となった参加者及び同規則第53条の3第1項に規定する振替請求に基づく振替において受方となった参加者のこれらの振替に係る振替手数料については、1日の振替口数を、それぞれの振替の相手先参加者における1日の振替口数に加算した数量に(1)から(5)までの料率を適用して得られた金額から、相手先参加者の1日の振替口数について計算した振替手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。	1口につき 1.75円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40%
	(3)日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング	振替に係る口数	1口につき 1.75円

- (注) 1. 金融商品取引所が定めた売買単位が1口以外の投資証券に係る振替手数料の徴収料率については、上記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。
2. 日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、業務規程施行規則第96条において準用する同規則第48条第1項に規定する渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替について、渡方現物清算参加者にとっては渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替口数を、また、受方現物清算参加者にとっては日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替における渡方及び受方に係る振替口数を、渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった参加者毎に、集計した上で徴収料率を適用し算出して得た額の合計額とする。

(4) 協同組織金融機関の優先出資証券

区分	徴収対象者	徴収料率	
振替手数料	(1)業務規程施行規則第98条第1項において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。)に基づく振替においては渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)同規則第52条第1項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方DVP参加者、同規則第53条の4第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第1項若しくは第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては受方DVP参加者	(1)1日の振替口数が5万口以下の部分 (2)1日の振替口数が5万口超7万口以下の部分 (3)1日の振替口数が7万口超10万口以下の部分 (4)1日の振替口数が10万口超30万口以下の部分 (5)1日の振替口数が30万口を超える部分	1口につき 3.5円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40%
	(2)業務規程施行規則第98条第1項において準用する同規則第41条第1項各号に規定する振替請求(同一参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。)同規則第53条の3第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方及び受方となった参加者(質権者を含む。)	(1)1日の振替口数が5万口以下の部分 (2)1日の振替口数が5万口超7万口以下の部分 (3)1日の振替口数が7万口超10万口以下の部分 (4)1日の振替口数が10万口超30万口以下の部分 (5)1日の振替口数が30万口を超える部分 ただし、業務規程施行規則第98条第1項において準用する同規則第53条の3第2項に規定する振替請求又は同規則第53条の5第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方となった参加者及び同規則第53条の3第1項に規定する振替請求に基づく振替において受方となった参加者のこれらの振替に係る振替手数料については、1日の振替口数を、それぞれの振替の相手先参加者における1日の振替口数に加算した数量に(1)から(5)までの料率を適用して得られた金額から、相手先参加者の1日の振替口数について計算した振替手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。	1口につき 1.75円 (1)の料率の 70% (1)の料率の 60% (1)の料率の 50% (1)の料率の 40%
	(3)日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング	振替に係る口数	1口につき 1.75円

(注)日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、業務規程施行規則第98条において準用する同規則第48条第1項に規定する渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替について、渡方現物清算参加者にあつては渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替口数を、また、受方現物清算参加者にあつては日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替における渡方及び受方に係る振替口数を、渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった参加者毎に、集計した上で徴収料率を適用し算出して得た額の合計額とする。